

愛知高齢者福祉研究会 会則

第1条（会の名称・事務所）

この会は、愛知高齢者福祉研究会（略称：愛知高齢研）と称し、事務所を愛知県内に置く。

第2条（会の目的）

愛知高齢者福祉研究会は、高齢者にかかわる医療・福祉問題をひろく取り上げ、様々な現状から研究者、現場の実践者、高齢の当事者等によって課題を追究し、社会に提言できるような研究活動を行う。

第3条（事業）

この会は、第2条の目的にもとづいて、次のような事業を実施する。

1. 朝日新聞社・朝日新聞厚生文化事業団との共催で「朝日高齢者福祉セミナー」を年1回開催する。
2. 例会を年5回程度開催する。高齢者医療・福祉の関わる様々なテーマのもとに、講師を囲んでの勉強会を行う。
3. 会員相互の親睦を図るため、年1回クリスマス会を行う。
4. 高齢者医療・福祉の現場を学習するために「施設見学」を行う。
5. 会報『愛知高齢研ニュース』を2ヶ月に1回程度発行する。
6. 研究活動を豊かにするために調査・研究活動を行う。
7. 『愛知高齢者福祉研究会誌』を年に1回発行する。
8. その他、会の目的に沿った活動を行う。

第4条（会員）

第2条の目的に賛同する個人とする。また、入・退会は自由とする。ただし、督促したにもかかわらず2年間会費を滞納した場合は、2年目の年度末で退会扱いとする。

第5条（総会）

この会は原則として年1回総会を開催し、旧年度の事業報告・決算報告・会計監査報告の承認と、新年度の事業計画・予算案等の承認を得る。また、新年度の運営委員の選出を行う。運営委員の中から会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、会計監査を選出し、総会で承認を得る。なお、議決は総会参加者の過半数をもって有効とする。

第6条（役員）

会長は会を代表し、副会長は会長を補佐し、事務局長は事務局の業務を統括する。事務局次長は事務局長を補佐する。会計は会の財政を処理する。会計監査は財政の監査を行いその結果を総会に報告する。また、運営委員の中から『愛知高齢研ニュース』の編集担当、会員名簿の管理担当、「朝日高齢者福祉セミナー」の実行委員会担当、ホームページの管理担当を置く。

第7条（名誉会長・顧問）

この会に会長を経験した運営委員の中から、運営委員会の推挙により名誉会長を置くことができる。また、会の発展に功績のあった会員の中から、顧問を置くことができる。名誉会長・顧問は会の運営に関して必要に応じて助言・提言を行う。

第8条（運営）

運営委員会は、顧問・会計監査を除く運営委員によって構成され、当年度の総会から次年度の総会までの会の運営に責任を担う。

第9条（財政）

会の財政は、会費・事業収入・寄付金等の収入によるものとする。年会費は3,000円とする。ただし、学生（社会人院生を除く）は1,000円とする。会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わることとする。なお、「朝日高齢者福祉セミナー」と『愛知高齢者福祉研究会誌』に係る財政は別会計とする。

第10条（全国老人福祉問題研究会への加盟費）

全国老人福祉問題研究会に一定の加盟費を納める。

第11条（会則の発効）

この会則は2012年4月21日に制定し、2012年4月1日に遡って発効する。

附則 本会則は2016年4月16日から発効する。